

社会福祉法人広島県リハビリテーション協会

居宅介護支援事業所ときわ

重要事項説明書（令和6年4月1日改定版）

1. 当事業所が提供する居宅介護支援についての相談窓口

電話 : 082-431-6080
担当 : 介護支援専門員（ケアマネジャー）
時間 : 8時30分～17時30分

◎ご不明な点は、なんでもお尋ねください◎

2. 事業の目的と運営方針

要介護状態にあるお客様に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、介護保険法等の趣旨に沿って要介護状態の維持及び改善を目的とし、お客様の意思及び人格を尊重してその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な保健、医療及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療及び福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3. 事業者の内容

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名 : 居宅介護支援事業所ときわ
指定番号 : 3472501869
所在地 : 広島県東広島市西条西本町24番17号
管理者の氏名 : 堀江 成弘
電話番号 : 082-431-6080
FAX番号 : 082-431-6081
通常の実業実施地域

: 東広島市の西条町、八本松町、志和町、高屋町、及び黒瀬町

(2) 事業所の従業者体制

管理者 : 1人以上（常勤兼務）
主任介護支援専門員 : 1人以上（常勤兼務）

(3) 支援時間等

営業日 : 月曜日から金曜日までとします。

ただし、国民の祝日、8月13日から15日まで及び12月30日から1月2日までを除きます。

営業時間 : 8時30分から17時30分までとします。

ただし利用者から希望があり、それに対応可能な場合はこの限りではありません。

4. 居宅介護支援の公正・中立

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、業者に偏ることなく、公正・中立に利用者の要望に応えるよう努めます。

5. サービスの提供方法、内容

一 介護サービス計画の作成と実施状況の把握並びに評価

- ・利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面談して情報を収集し解決すべき課題を把握します。
- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- ・利用者は居宅介護サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- ・提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ・居宅サービス計画の原案に位置づけた居宅介護支援等について、保険給付の対象になるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料について利用者及びその家族に説明し、利用者からの文書による同意を受けます。
- ・サービスの内容が適切かどうかの話し合いを行います。
- ・利用者様が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望される場合には、利用者様の同意を得て主治医等の意見を求めます。
- ・居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を位置づける場合には、主治の医師又は歯科医師の指示がある場合に限り、これを行います。また医療サービスを位置づける場合であっても、主治の医師又は歯科医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、その留意点を尊重してこれを行います。
- ・その他、居宅サービス計画作成に必要な支援を行いません。
- ・当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は、別紙のとおりです。

二 指定居宅サービス事業所及び介護保険施設等との連絡調整

- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定介護サービス事業者との連絡調整を行います。
- ・必要に応じて保健福祉等の関係機関との連絡調整を行います。

三 利用者様の心身、住環境、家族の状況など居宅介護支援に必要な課題分析、把握

- ・利用者及びその家族と随時連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ・利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更の支援等の必要な対応を行います。

四 給付管理

- ・介護保険を利用して受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類等について調整し、サービスが計画通りに提供されたか等を確認して給付管理を行います。
- ・毎月給付管理票を作成し国保連に提出します。

五 相談業務、並びに要介護認定の申請に係る援助

- ・事業者は利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう支援します。
- ・電話、訪問、来所等を通じて介護保険や介護に関するご相談をお受けします。

六 主治の医師および医療機関等との連絡

- ・事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。
- ・利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員が分かるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。また、入院時には、ご本人またはご家族から当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますよう、お願いいたします。

6. ご利用料金

□介護報酬告示額

| | |
|------------------|---------|
| 1月につき、要介護1又は要介護2 | 1,086単位 |
| 要介護3、要介護4又は要介護5 | 1,411単位 |

要介護認定を受けた方は、介護保険から全額給付されるので、利用者の自己負担はありません。

※東広島市は、地域区分が7級地であり、1単位が10,21円となっております。

※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、利用者の要介護度に応じて1月につき上記の金額を当事業所へお支払いいただくこととなります。その際、当事業所から利用者へ「サービス提供証明書」を発行いたしますので、この証明書を後日保険者（東広島市）の担当窓口へ提出されますと、償還払いを受けることができます。

□加算について

| | 加 算 | 加算額 | 算 定 回 数 等 |
|-------------|----------------------|---------|--|
| 要介護度による区分なし | 初 回 加 算 | 300 単/回 | 新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合 |
| | 入院時情報連携加算（Ⅰ） | 200 単/月 | 介護支援専門員が病院又は診療所に訪問し、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合 |
| | 入院時情報連携加算（Ⅱ） | 100 単/月 | 介護支援専門員が病院又は診療所に訪問する <u>以外の方法</u> により、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合 |
| | 退 院 ・ 退 所 加 算 | 300 単/回 | 退院等に当たって病院職員等から必要な情報をうけて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合（入院又は入所期間中3回を限度） |
| | 通院時情報連携加算 | 50 単位 | 利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合 |
| | 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 | 300 単 | 小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、同サービス事業所に出向き、利用者の同サービス事業所における居宅サービス計画の作成に協力を行った場合 |
| | 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 | 300 単 | 看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、同サービス事業所に出向き、利用者の同サービス事業所における居宅サービス計画の作成に協力を行った場合 |
| | 緊急時等居宅カンファレンス加算 | 200 単/回 | 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 (一月に2回を限度) |
| | | | |

□その他の費用

通常の事業実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、通常の事業実施地域を越えた地点から、その実費をご負担いただきます。なお、自動車を使用した場合は、路程1キロメートル当たり20円を実費としてご負担いただきます。

7. 非常災害対策

事業所は、非常災害時において利用者の安全確保を第一とし、迅速適切な対応に努めます。また、事業所は非常災害その他緊急の事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し、従業者等に対し定期的な訓練等を行います。

8. 業務継続計画（BCP）の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9. 緊急時の対応

事業所は、現に居宅介護支援を行っている時に、利用者の健康状態が急変した場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに、主治医への連絡等必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応並びに損害賠償

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

11. 守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得たお客様又はそのご家族の秘密を、契約期間中も、契約終了後も、また従業者退職後も洩らさないことをお約束いたします。事業者は、関係機関、医療機関に対して利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。

12. 人権擁護と高齢者虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護及び虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者は、管理者の堀江成弘とします。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 成年後見制度の利用を支援します。
- ④ 苦情解決体制を整備しています。
- ⑤ 定期的な研修や検討会議を実施し、従業者の人権意識の向上や支援技術の向上に努めます。
- ⑥ 従業者が業務に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

13. 身体拘束等の適正化について

事業所は、利用者等が尊厳のある生活を営むことができるために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 身体拘束廃止に向けた取り組みの指針を整備します。
- ② 身体拘束等の適正化のための定期的な研修や検討会議を実施し、従業者の人権意識の向上や支援技術の向上に努めます。
- ③ 身体拘束等について、従業者が相談・報告できる体制の整備に努めます。

14. 利用者の人権尊重

事業所は、利用者の人権及びプライバシー保護のためのマニュアルを整備し、従業者に対し研修を行うとともに、従業者は、お客様に対して人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任をもって接遇します。

15. 衛生管理

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を設立します。
- ③ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ④ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

16. ハラスメントに関する事項

事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

17. 苦情相談窓口

※利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口並びに苦情解決責任者は、管理者の堀江成弘とします。

利用時間：月曜日から金曜日まで、8時30分から17時30分までとします。

電話番号：082-431-6080

(営業時間外の電話は、転送・留守番電話等で対応します。)

※第三者委員に苦情を申し出ることができます。

◎氏名：田原 照美

住所：東広島市八本松町原5686番地

所属：民生児童委員

電話番号：082-429-0456

◎氏名：呼川 法利子

住所：東広島市黒瀬町南方1689-2

電話番号：0823-83-0487

※次の公的機関においても、苦情申し出ができます。

◎東広島市役所健康福祉部介護保険課

開庁日、時間：月曜日から金曜日まで（祝日・祭日・年末年始を除く）

8時30分から17時15分まで

東広島市西条栄町8-29

電話番号：082-420-0937

FAX番号：082-422-6851

◎広島県国民健康保険団体連合会介護保険課

開庁日、時間：月曜日から金曜日まで（祝日・祭日・年末年始を除く）

8時30分から17時15分まで

広島市中区東白島町19-49 国保会館

電話番号：082-554-0783

◎広島県福祉サービス運営適正化委員会

開庁日、時間：月曜日～金曜日（8時30分～17時00分）

土曜日・日曜日・祝日及び12月29日～1月3日は休み

※来所の際には事前に電話で予約してください。

広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉協議会内

電話番号：082-254-3419

FAX番号：082-569-6161

18. 協力医療機関

事業者は、下記の医療機関と提携し、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応ができるようにしています。

※協力医療機関

名称 : 西条中央病院
所在地 : 東広島市西条昭和町12-40
電話番号 : 082-423-3050

令和 年 月 日

指定居宅介護支援の開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 広島県東広島市西条西本町24番17号
事業所名 居宅介護支援事業所 ときわ
指定番号 3472501869
管理者名 堀江 成弘 ⑩
説明者 ⑩

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定居宅介護支援について重要な事項の説明を受け同意しました。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

<利用者>

住所

氏名 ⑩

<利用者代理人（選任した場合）>
(署名代行者) 住所

氏名 ⑩ (続柄)

<立会人（選任した場合）>

住所

氏名 ⑩ (続柄)